



期日前投票最終日の5日前からは、窓口時間延長！ また、休日に申請・受取ができます！

期日前投票最終日の5日前からは、戸籍年金係8番窓口にて、マイナンバーカードの申請・受取を受け付けます。マイナンバーカードの申請は10分ほど終わりますので、この機会にぜひご利用ください。

- 期 間 7月4日(月)~7月9日(土)
- 時 間 【平日】午前8時30分~午後8時
【土曜】午前8時30分~午後5時15分
- 持ち物 本人確認書類

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 (10万円 / 1世帯)のご案内

！すでにこの給付金を受け取っている世帯は対象となりません**！**

給付対象者 (①、②、③のいずれかに該当する世帯)

1 令和4年度に住民税が非課税となった世帯

(1)世帯のすべての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住いの場合 → (1)対象の世帯に確認書を送付します(7月中旬送付予定)。確認の上、**返信**してください。

(2)世帯の中に令和3年12月11日以降に転入した方がいて、課税状況が確認できない場合 → (2)**申請**が必要です。7月下旬までに確認書が届かない場合は、庶務係にお問い合わせください。

2 令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入の減少により、給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

→ **申請**が必要です。申請の必要書類は、庶務係にお問い合わせください。

3 令和3年度住民税が非課税の世帯で、今年2月中旬に確認書を送付されている世帯

→ 確認の上、送付済みの確認書を**返信**してください。

①、②、③の返信・申請期限 令和4年9月30日

問い合わせ先 庶務係 26番窓口 ☎77-8371 (受付時間 平日午前9時~午後5時)



え？ まだ？ そろそろ、あなたも 「マイナンバーカード」



1 マイナンバーカードとは？

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、さまざまなサービスにもご利用いただけます。



2 スマートフォンなどでの申請方法

1 QRコードを読み取る
交付申請書に記載されているQRコードを、スマートフォンなどで読み取り、申請用ウェブサイトに入ってメールアドレスを登録します。

2 顔写真を登録
登録したメールアドレス宛てに届く申請者専用のウェブサイトに入って、顔写真を登録します。

3 入力して送信
そのまま画面の案内に従って、必要事項を入力して送信します。完了した旨のメールが届いたら、手続きが完了です。

4 役場で受け取り
約1か月後に「交付通知書」が届くので、記載された必要書類を持参して、戸籍年金係8番窓口にてカードを受け取りに来てください。

3 郵便による申請方法

1 申請書に記入・顔写真貼付
交付申請書に氏名、住所等必要事項を記入します。顔写真を貼り付けます。

2 郵送する
記入した交付申請書を送付用封筒に入れて郵送してください。

3 役場で受け取り
約1か月後に「交付通知書」が届くので、記載された必要書類を持参して、戸籍年金係8番窓口にてカードを受け取りに来てください。

②、③の交付申請書が手元に無い場合は、役場で再発行ができます！

4 マイナポイント第2弾を実施しています！

3つの申し込みをすると、最大20,000円相当のポイントが付与されます

1 最大5,000円相当のポイント / マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバーカードをこれから取得される方も含みます)。

2 それぞれ7,500円相当のポイント / 健康保険証としての利用申込みを行った方

3 公金受取口座の登録を行った方

※既に登録を行った方も含みます

※対象となるマイナンバーカードの申請期限は、令和4年9月末です。マイナポイントの申込・付与期限は、令和5年2月末です。

仕事等で開庁時間内にマイナンバーカードの申請や受け取りに来られない場合は、平日午後7時まで対応ができますので、取りに来られる前日の午後5時までに戸籍年金係までご連絡ください。

問い合わせ先 戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

